

令和3年9月24日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動草刈機（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
（うち電動草刈機（充電式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12 件
（うち電気冷凍庫1件、照明器具（投光器、充電式）1件、
電子レンジ1件、冷風機1件、エアコン1件、延長コード1件、
美容機器（高周波式）1件、ノートパソコン1件、
電気掃除機（充電式）1件、サンダル1件、
ポータブル電源（リチウムイオン）2件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社丸山製作所が輸入した電動草刈機（充電式）について （管理番号：A202100462）

①事象について

株式会社丸山製作所（法人番号：5010001008788）が輸入した電動草刈機（充電式）を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、コンデンサの不具合により、製品本体の基板から発煙、発火及び火災事象があったことから、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）12月2日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、販売店で周知用ポスターの掲示及び顧客情報が判明した消費者へのダイレクトメールの送付を行い、対象製品に対し回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202100462）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、型式、JANコード、製造期間、対象台数

製品名	型式	JANコード	製造期間	対象台数
BIG-Mブランド 充電式 電動刈払機	KDC3650Li	4941735104426	2019年1月～ 2019年8月	5,860
	KDC1825Li	4941735104433	2019年1月～ 2019年5月	1,663
	BDC3650Li	4941735104396	2019年1月～ 2019年3月	655
	BDC1825Li	4941735104402	2019年4月～ 2019年5月	292

2019年（令和元年）12月2日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：61.8%（2021年9月22日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2018年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021年度	3	火災	2019年度	0	—
2020年度	0	—	2018年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202100462）は含まない。

<対象製品の外観>

KDC3650Li

KDC1825Li

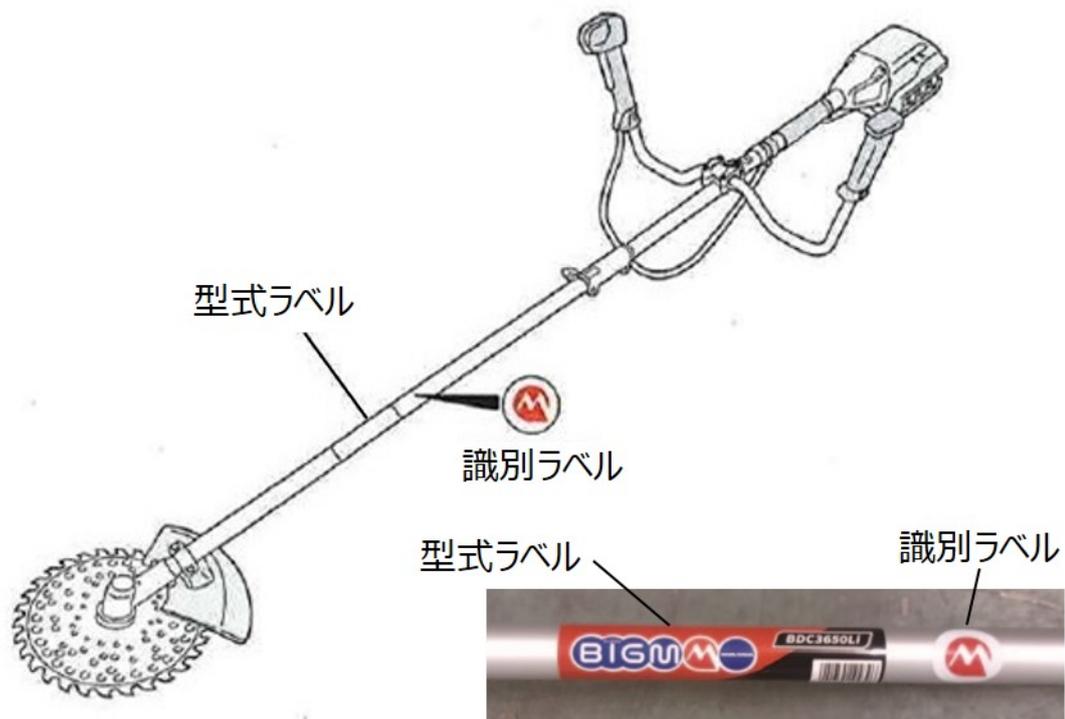
BDC3650Li

BDC1825Li



<対象製品の確認方法>

下図のような『識別ラベル』が、貼付されていない機体が対象となります。



④使用者への注意喚起

- ・対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社丸山製作所 専用コールセンター

電話番号：0120(912)907

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

ウェブサイト：<http://www.maruyama.co.jp/news/20191202.pdf#view=FitV>

- ・経済産業省においても注意喚起を行っています。

「株式会社丸山製作所が輸入した電動草刈機（充電式）のリコール対象製品で火災が複数件発生しています。すぐに使用を中止し回収対応にご協力ください！」

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2021/09/20210924006/20210924006.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、門田

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100462	令和3年9月12日	令和3年9月17日	電動草刈機(充電式)	KDC3650Li	株式会社丸山製作所 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	熊本県	令和3年9月24日に 消費者安全法の重 大事故等として公表 済 令和元年12月2日 からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:61.8%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100455	令和3年9月2日	令和3年9月16日	電気冷凍庫	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202100456	令和3年9月3日	令和3年9月16日	照明器具(投光器、充電式)	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202100457	令和3年8月7日	令和3年9月16日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を熔融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和3年8月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月6日
A202100458	令和3年9月 ※不明	令和3年9月16日	冷風機	火災	工場で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202100459	令和3年9月8日	令和3年9月17日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	高知県	
A202100460	令和3年9月11日	令和3年9月17日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	令和3年9月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100461	令和3年9月5日	令和3年9月17日	美容機器(高周波式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和3年9月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100463	令和3年9月3日	令和3年9月17日	ノートパソコン	火災	事業所で当該製品のACアダプターを熔融し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202100464	令和3年9月5日	令和3年9月21日	電気掃除機(充電式)	火災	当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和3年9月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100465	令和3年8月12日	令和3年9月21日	サンダル	重傷1名	当該製品を履いていたところ、転倒し、左腕を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月8日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100466	令和3年6月15日	令和3年9月21日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202100467	令和3年8月7日	令和3年9月21日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和3年8月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年8月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし